

食品安全委員会第666回会合議事録

1. 日時 平成29年9月19日（火） 14：00～14：37

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「CPR株を利用して生産されたL-シトルリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「センデュラマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第21回：平成28年9月30日時点）

（4）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（事務局）

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

資料1－1 遺伝子組換え食品専門調査会における審議結果について＜OYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼ＞

資料1－2 遺伝子組換え食品専門調査会における審議結果について＜CPR株を利用して生産されたL-シトルリン＞

資料2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜センデュラマイシン＞

資料3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第21回：平成28年 9 月30日時点)

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第666回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第666回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は4点ございます。

資料1－1及び1－2が、いずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品専門調査会における審議結果について」、資料2が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料3が「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第21回：平成28年 9 月30日時点）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年 1 月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本2件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されてい

ます。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料 1－1 の 4 ページに要約がございますので、お開けください。

最初の添加物は、酸性ホスファターゼの生産菌を保有させるため、*E. coli* BL21(DE)3株を宿主として、*Haemophilus influenzae*由来の酸性ホスファターゼ遺伝子を含む発現ベクターpET-21(+)-HIGM1を導入して作製したOYC-GM1株を利用して生産された酸性ホスファターゼです。本添加物は、リン酸モノエステルを加水分解する他、特定基質に対して高い反応特異性を有する酵素であり、サプリメント原料の製造に使用されるものであります。

本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」に基づき、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子により発現するタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性等について確認した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

次に、2つ目のものでございますが、次の評価書の 2 ページをお開け下さい。CPR株を利用して生産されたL-シトルリンについてでございます。

本食品は、L-シトルリンの生産性を高めるために、*E. coli* KY8227株を宿主として、L-シトルリンの生成の抑制、副生アミノ酸の生成及びL-シトルリンの代謝に関与する遺伝子のそれぞれの欠失、副生アミノ酸の生成の抑制に関与する遺伝子の導入並びにL-シトルリンの生成の抑制に関与する遺伝子の改変を行って作製されたCPR株を利用して生産されたL-シトルリンであります。

本食品は、製造工程においてレジン処理等により生産菌及び副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されております。また、従来のL-シトルリンと比較して、既存の非有効成分の含量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

このことから、本食品については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行いました。その結果、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来品と同等の安全性が確認されたと判断しております。

ただし、本評価は「CPR株を利用して生産されたL-シトルリン」のリスクが従来品に比して増加しないことを確認したものです。したがって、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、事業者に対して、設定した製品規格の適合遵守に加え、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者の健康被害事例の収集などの指導を徹底することが必要と考えます。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

資料1-1にお戻りいただきます。5ページをお願いいたします。概要がございますけれども、こちらについては、先ほど御説明をいただいたとおりでございます。

その下に食品健康影響評価がございますけれども、第1.の1.にございますように、比較対象として用いられております添加物は、*Aspergillus oryzae*を生産菌として用いる酸性ホスファターゼでございます。

少しおめくりいただきまして、7ページ、6.(1)に本件遺伝子組換え添加物の従来の添加物との相違について記載がございます。本件添加物と従来の添加物である酸性ホスファターゼとの相違点は、構造遺伝子の基原と特定の基質に対する反応特異性が異なる点でございます。

また、組換え体と宿主の相違は、(2)にございますけれども、OYC-GM1株には、宿主に発現ベクターpET-21(+)-HIGM1が導入されておまして、HIGM1を発現する点とアンピシリン耐性を有するという点でございます。

なお、導入された発現ベクターでございますけれども、染色体外でプラスミドとして存在して維持されているということでございます。

これらのことから、比較対象となる添加物と従来の宿主があると判断をされております。

7ページの「第2. 宿主に関する事項」でございますけれども、宿主に関しては、病原性及び有害生理活性物質等を生産するという報告はないということでございます。また、宿主にλファージDE3が組み込まれておりますけれども、このファージは大腸菌を宿主とするバクテリオファージであるということで、ヒトの細胞に感染することはなく、病原性は低いということでございます。

8ページの第4.の1.に挿入DNAの供与体について記載がございますけれども、本酸性ホスファターゼ遺伝子の供与体、*Haemophilus influenzae*の株につきましては、病原体を引き起こす株で共通して見られるアドヘシンを欠損した株ということで、バイオセーフティーレベル1に相当するとされております。

挿入遺伝子のアレルギー誘発性については、9ページの(3)から記載されております。導入遺伝子産物であります酸性ホスファターゼにつきまして、遺伝子組換え食品微生物の安全性評価基準に準じまして、アレルギー誘発性が検討されております。

この項目の②にございますように、アレルゲンデータベースを用いた相同性検索がされておりまして、この結果では、特にアレルギー誘発性の可能性については問題がないとされております。

その下の③にありますように、人工胃液中での消化性試験の結果では、0.5分以内に分解されることが確認されております。

次のページに参りまして、熱安定性に関しましても、60℃10分間の処理で95%以上の活性を失うということが示されております。

以上から総合的に判断して、アレルギー誘発性の可能性は低いものと考えられておりま

す。

10ページの第4. の5. (2) で、構築されました発現ベクターに目的外タンパクを発現するオープンリーディングフレームが含まれているかについて検討がされておりますけれども、見出されたORFについて、アレルゲンデータベース及びタンパク質データベースを用いた相同性検索が行われた結果として、問題となる知見はなかったということでございます。

以上のような検討の結果を踏まえまして、13ページに食品健康影響評価結果が示されておりますけれども、内容につきましては、先ほど山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

次に、資料1－2のCPR株を利用して生産されたL-シトルリンをお願いいたします。これは組換え微生物を利用して生産された食品でございます。

3ページに概要がございますけれども、概要については、先ほど御説明いただいたとおりでございます。

その次から、Ⅱ. としまして評価の項目がございますけれども、柱書きが10行ほどある箇所を御覧ください。本件L-シトルリンは、先ほど申し上げましたとおり、組換え微生物を用いて生産された食品でございますけれども、先ほど御説明にもございましたように、製造過程で最終的に用いられた組換え微生物は除去されているということでございます。遺伝子組換えDNA技術を応用して得られました微生物を利用して製造されました食品の評価につきましては、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」が定められておりますけれども、この柱書きの3行目あたりからございますように、この基準の「基本的な考え方に従い、」というのは、基準の中で第4の基本的な考え方というところで述べられている事項のことをここでは指しております。この基本的な考え方では、食品の製造に用いました組換え体が最終的に除去されることも多いということで、組換え体である微生物を利用して製造された食品については、生きた組換え体の残存の有無に応じた安全性評価を行うことが合理的と考えられる旨、それから、食品の製法や性状等に応じた評価を行う必要性が記載されております。

この食品は、生産菌が除去されていることが確認されている他、先ほど御説明がありましたように、レジン処理、晶析等を経て、高度に精製されているものでございます。加えて、非タンパク質性のアミノ酸だということでございます。

これらのことを踏まえまして、専門調査会で議論がございましたけれども、その結果としての本食品の評価においては、最終産物を比較対象とされた既存の食品と比較することによって評価を行うことが適切であると判断されております。また、評価に当たりましては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用することが可能という判断がされました。

今、述べましたが、ここでは書かれておりまして、最終産物に着目した評価が適切であると判断されている訳でございますけれども、少しお戻りいただきまして、Ⅰ．の概要の２つ目のパラグラフを御覧いただきますと、CPR株の作製に用いられた宿主や挿入DNA作製工程について明らかにされているという記載がございます。このように、今回の評価では最終産物に着目した評価を行いましたけれども、最終産物のみならず、組換え体について提出された資料についても確認しているということでございます。

また、次の第１．という項目では、比較対象とした従来食品について記載をしております。今回のL-シトルリンは、既存のL-シトルリンと比較した場合の安全性が同等であるかを評価しているということでございます。ここに記載されておりますように、比較対象となっている従来品のL-シトルリンは、食品添加物公定書規格に準じて設定された自主規格に適合するものとされておりまして、４ページの上にありますように、含量は98.5%以上ということでございます。また、比較対象である本件L-シトルリンも、同一の自主規格により管理されることになっております。

用途、摂取量はここに記載のとおりでございます。本件L-シトルリンの用途、摂取量も、この従来品と同様ということでございます。

第２．としまして、最終産物の精製度、非有効成分等の評価などが記載されております。

１．の精製方法については、先ほど御説明のとおりでございます。

２．の非有効成分の件でございますけれども、（１）にありますようにタンパク質は検出限界未満。先ほども述べました自主規格への適合性が確認をされております。

含量は、先ほど説明しましたように98.5%以上とされております。

（３）でございますが、アミノ酸分析と疎水性、親水性のHPLC法による分析が行われておりまして、従来品に存在しない不純物は検出されておられませんけれども、従来品に存在する非有効成分のうちN- δ -アセチル-L-オルニチンが従来品の量を超えて検出されましたけれども、この物質はヒトの血中にも存在する生体内物質であるということで、量的にも想定されるL-シトルリンの摂取量から見て、通常の商品からの摂取量に比較して少量であると推定をされております。

「３．その他」でございますけれども、最終産物の評価から、安全性評価に必要な知見は得られているとされておりますけれども、先ほど御説明をいたしましたように、組換え体についても提出資料がございまして、こちらについても確認をされております。その結果、安全性が懸念される事項は認められておりません。

以上を踏まえました評価結果が、その下のⅢ．に記載されておりますけれども、内容については、先ほど御説明のとおりでございます。

以上２件につきましては、御了承いただけましたら、明日から10月19日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、お願いします。

○村田委員 最初の方の酸性ホスファターゼについて2つ教えてほしいのですが、1つはもしかして間違いかと思うのですが、10ページの最後から11ページにかけてです。先ほちょっと御説明があったみたいに、目的外のタンパク質が発現するようなオープンリーディングフレームはないという話をされていたと思いますけれども、一番上のところに、5'と3'の両方から読んでいるので6つの読み枠でいいのですが、終止コドンから終止コドンで終結すると書いてあるので、開始コドンから終止コドンではなくて、ここはこれでよろしいのでしょうか。こういうものがない訳ではないと思うのですが、何となく違う気がしましたので、ここは御確認ください。

2点目は、その前のページのアレルゲンのところです。これも特にアレルゲンはなくて、かつ分解されてしまうので全然問題ないと思うのですが、教えてほしかったのは、(3)の②で相同性があるものが3種類あって、普通は余りないのですが、ウシアブ、シマカ、ナミtentウ、みんな虫みたいなのですが、これは何か共通性があるのでしょうか。これがたまたまホスファターゼの活性を持っているとか、そういうことでたまたまこうなったというだけの話なののでしょうか。教えてください。

○池田評価情報分析官 1点目の11ページの終止コドン・終止コドンですが、ここは間違いではなくて、その次のパラグラフは開始コドン・終止コドンとなっていると思うのですが、実はどちらかというと、このようなORF検索をする時の方法としては、終止コドンから終止コドンの方が多いのです。その方が間がないというので、そのようにするのですが、今回は両方がやられているということでございます。

それから、9ページですが、この3つ全てについて共通する点はなかったのですが、今、御質問の中には入っていないですが、結果的に問題がないとされたのは、連続する8アミノ酸の配列が一致している部分について、エピトープになり得る部分ということで見ているのです。そこについてエピトープである可能性が余りなさそうということで、問題がないということになりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、資料2をお願いします。センデュラマイシンの審議結果ですが、4ページの要約を御覧ください。

センデュラマイシンは、抗生物質及び寄生虫駆除剤であり、今回、飼料添加物指定時の成績等を用いまして、食品健康影響評価を行いました。

遺伝毒性試験の結果から、遺伝毒性を示さないと考えられたことから、ADIを設定することは可能と判断されました。

また、遺伝毒性以外の各種毒性試験の結果から、センデュラマイシンの投与による影響は、主に体重増加抑制、網膜病変及び血液生化学的検査値の異常であり、発がん性は認められませんでした。

生殖発生毒性試験で胎児に認められた主な影響は、体重低下及び骨化遅延で、催奇形性は見られませんでした。

毒性学的ADIは、イヌを用いた1年間慢性毒性試験のNOAEL 0.3 mg/kg 体重/日に安全係数として100を適用し、0.003 mg/kg 体重/日と設定しております。

微生物学的ADIは、0.024 mg/kg 体重/日と算出され、毒性学的ADIが微生物学的ADIより小さいことから、センデュラマイシンのADIを0.003 mg/kg 体重/日と設定しております。

詳細は事務局よりお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 本件は、ポジティブリスト制度の導入に伴って設定された残留基準値の見直しに係る食品健康影響評価について、2012年に厚生労働省から要請があったものです。

資料2の5ページの下をお願いいたします。センデュラマイシンは、ポリエーテル系の抗生物質であり、日本では、鶏の飼料添加物として使用されていますが、動物用医薬品またはヒト用医薬品としては承認されておられません。

次に、各種試験結果を御説明いたします。

薬物動態試験として、鶏に放射標識したセンデュラマイシンナトリウムを混餌投与した試験を7ページの上ほどから記載しております。下に表1がありますけれども、その上の

5行目のところを御覧ください。投与開始4日から7日目における1日当たりの投与量に対する排泄率は平均81.8%でした。なお、7日間混餌投与後は、主に肝臓に分布しております。

鶏での残留試験、2つの試験の結果を12ページ以降、表9から13に示しております。

12ページに表9がございますが、その上の最後の2行を御覧いただきますと、最終投与2日後には全試料で検出限界未満となっております。

遺伝毒性試験の結果は16ページの表15に示しております。表15を御覧ください。結果のところを見ていただきますと、*in vitro*及び*in vivo*で実施された全ての試験において陰性の結果が得られております。

17ページの下から亜急性毒性試験。ラットの3カ月亜急性毒性試験の結果を19ページの表18に記載しております。表18を見ていただきますと、体重増加抑制、ちょっと飛ばしまして、血清中総コレステロールの増加、血糖の低下などが見られております。

その下からは、イヌの6カ月亜急性毒性試験の結果を書いており、次の20ページの表19に所見が書かれております。毒性所見のところを御覧いただきますと、網膜タペタムに小型の輪状斑点が出ているということで、網膜に病変が見られております。

20ページから慢性毒性試験及び発がん性試験の結果を記載しております。今の亜急性毒性試験と同様に、ラットでは体重増加抑制、血液生化学的な変化、イヌでは網膜に病変が見られております。

22ページから生殖毒性試験の結果を載せてあります。例えばラットの結果は24ページ、13行目から書いております。胎児については、4 mg/kg 体重/日投与群において死亡率の増加が認められた。また、2 mg/kg 体重/日以上投与群において体重が有意に減少しております。

生殖毒性試験を22ページから、発生毒性試験を23ページの中ほどから記載しております。先ほど御説明したところが発生毒性試験の結果でございます。失礼いたしました。

27ページの下ほどから、微生物学的影響に関する試験について掲載をしております。

次のページ、表23のデータから、微生物学的ADIの算出するMICカルキュレーションにつきましては、一番下の行、5.27 μ g/mLと算出されております。

30ページから食品健康影響評価を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきましては、よろしければ、明日9月20日から10月19日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することといたします。

（３）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第21回：平成28年 9 月30日時点）

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（第21回：平成28年 9 月30日時点）」であります。

では、事務局から説明をお願いします。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして、御説明いたします。

まず最初、調査の目的でございます。これは食品安全基本法第23条第 1 項第 4 号の規定に基づきまして、リスク管理機関のリスク管理措置の実施状況を監視するための調査でございます。

調査対象でございます。（１）と（２）がございます。まず（１）でございますが、平成26年 4 月 1 日から平成27年 9 月30日の間に、リスク管理機関に対してリスク評価結果の通知を行った234品目。また、平成26年 3 月31日以前にリスク評価結果の通知が行われたものの、平成26年 9 月30日、これは前回の調査でございますけれども、そこで具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目240品目の合計474品目を対象としまして、平成28年 9 月30日時点でのリスク管理措置の実施状況について、調査を行ったものです。

次のページをお開きください。調査方法でございます。リスク管理機関から、474品目、対象品目ごとに実施の状況について報告を受けました。

実施状況でございます。まず、この474品目のうち355品目、率として75%につきましては、リスク管理措置が講じられておりました。引き算となりますが、119品目については、リスク管理措置の実施までは至っておりません。

（２）でございます。その119品目を分析しましたところ、告示等に向けて手続中のものが19、審議会で審議中のものが31、審議会の準備中等のものが69になっております。しかしながら、その中には、前回調査時点から進捗が見られないなど、リスク管理措置の実施までに時間を要するものが散見されました。

時間を要している理由でございますが、大きくは 3 点ございます。1 点は、急性参照用量（ARfD）設定等のため食品安全委員会へ再諮問の準備中であるもの。2 番目としましては、実態調査を実施・整理中であるもの。3 番目としましては、基準設定に必要な資料・データの収集等の状況にあるものでございました。

今回調査で対象となった品目のうち、食品安全委員会の自ら評価の品目につきましては、この下にございますデオキシニバレノール、ニバレノール、オクラトキシンAの3品目でございます。ここで「厚生労働省に対し」と書いておりますのは、これらの品目につきましては、農林水産省及び厚生労働省に対して通知しておりますけれども、農林水産省におきましては、汚染低減ガイドラインが設定されていたり、あるいはその推進を図って実態調査を行っていることから、措置済みとして食品安全委員会に御報告しておりますので、結果としまして、厚生労働省のこの3品目について対象となって、今回調べたというものでございます。

まず、デオキシニバレノールとニバレノールでございますけれども、ここは平成22年11月18日に答申後、同年12月14日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議がなされまして、その後、汚染実態調査等の情報収集を経まして、28年11月29日の部会で報告がなされております。

その中身でございますが、デオキシニバレノールにつきましては、平成27年にコーデックスで最大基準値が設定されたことを受けまして、汚染実態調査と暴露評価の結果を踏まえて、規格基準の設定について審議を行うということでございます。今週末、9月22日金曜日に同部会が開かれまして、食品中のデオキシニバレノールの規格基準の設定について審議がなされる予定でございますので、少し動きがあります。

ニバレノールにつきましては、コーデックスにおいて基準値は設定されておられません。汚染実態調査を今、実施中でございます。今後、コーデックスの議論等を踏まえまして、必要に応じて対応するということが報告されております。

オクラトキシンAでございますけれども、これは平成26年1月27日に食品安全委員会から通知しております。3枚目に移っていただけますでしょうか。同年10月21日の食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦、ライ麦につきましては、コーデックスに準じて基準値を設定するというので、11月29日の部会で報告がなされております。

そのうち小麦と大麦につきましては、農林水産省と厚生労働省が共同で詳細な汚染実態調査を行う。ライ麦につきましては、厚生労働省単独で汚染実態調査を実施するものでございまして、今後、これらの結果を踏まえて審議がなされる予定になっております。

なお、小麦、大麦、ライ麦以外の食品でございますけれども、例えばEUとかではインスタントコーヒー、ワイン等に基準が設定されておりますので、そのようなものを念頭に置いておりますけれども、厚生労働省が汚染実態調査を実施中ということで、必要に応じて対応することになっております。

今後の予定でございますけれども、平成29年度の食品安全委員会の運営計画におきましては、実施状況調査については、この調査でございますけれども、リスク管理機関によるハザードの優先順位等を参考にしつつ、その実施方法の見直しを検討すると位置付けされております。これはリスク管理機関、農林水産省がハザードの優先リストを持っておりますので、それを参考にしつつ対応したいと思っております。ただ、今までの調査ですと、

濃淡をつけることなく全て同じような形で行っておいりましたので、自ら評価案件であるとか、あるいはハザードの優先リストに含まれているものについて重点的に実施するとか、監視の重点化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいでしょうか。

では、この報告ということで受けとめておきたいと思います。

(4) その他

○佐藤委員長　他に議事はありませんか。

○松原総務課長　ございません。

○佐藤委員長　それでは、これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週9月26日火曜日14時から開催を予定しております。

また、来週25日月曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が非公開で、同日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第666回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。